

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	38 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	22 件

千葉国民年金 事案 3214

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から同年12月まで

私は昭和43年度の国民年金保険料を区役所で納付し、44年度からの保険料は銀行で納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人は申立期間を除き、国民年金の加入手続を行った昭和43年4月以降60歳に到達するまでの保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと推認され、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、夫婦で事業所を経営しており、国民年金保険料はきちんと納付するようにしていた。私が、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月頃に国民年金に加入し、加入以降は申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていることから、申立期間当時は申立人自身が国民年金の諸手続に^{ひょう}関与し、保険料を納付していたとの申述には信憑性が認められる。

また、申立期間は、6か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和61年3月に大学を卒業後、同年4月からA（職種）として勤務することとなり、同年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は全て納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は、昭和62年6月2日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された記号番号の一つであり、前後の記号番号の被保険者の納付記録等から、申立人の国民年金の加入手続は同年7月下旬に行われたと推認され、この時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、オンライン記録により、申立人が国民年金の加入手続をした時期に近接する昭和62年7月27日に過年度納付書を作成したことが確認できることから、申立人は加入手続を行った時点で、申立期間の保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き保険料を全て納付していることを考慮すると、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年5月まで

私は、A社を退職後、雇用保険、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。雇用保険を受給しながら家計をやりくりして、国民年金保険料4万円ぐらいを納付したことをはっきり覚えているので記録の確認をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日は平成元年1月8日と記載されており、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金記号番号の前後の被保険者の資格取得日から同年3月上旬に行われたと考えられ、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能である。

また、申立人が主張する国民年金の加入手続を行った時期、保険料の納付額及び納付方法は、申立期間に係る保険料収納状況とおおむね一致している。

さらに、申立期間は加入手続当初の5か月と短期間である上、申立期間以降は、厚生年金保険から国民年金の種別変更手続を全て適正に行い、保険料を納付していることを考慮すると、国民年金加入手続当初から保険料が未納となっていることは不自然であり、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私は、昭和45年4月頃にA郡B町（現在は、C市）の男性職員が自宅に来て国民年金の加入を勧められ、それから何度も自宅に来て国民年金の加入の重要性について説明を受けたので、その後、B町役場（現在は、C市役所D支所）で国民年金の加入手続きを行い、就職が決まった46年の春先に父から国民年金保険料を納付するためにお金を借りて、同町役場で一括納付したはずなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職が決まる直前の昭和46年春先に、B町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、C市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿は二つあり、その一つには、受付年月日が「46. 3. 24」と読み取れる押印があることから、申立人の申述どおり、昭和46年3月24日に申立人の加入手続きが行われたことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿には国民年金被保険者資格の喪失に係る記録は無く、もう一つの被保険者名簿には資格取得日及び資格喪失日が誤って記載されている上、受付年月日は申立人が国民年金の被保険者資格を喪失した1年7か月後の昭和47年10月23日と記録されていることから、申立人に係る国民年金の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立期間は加入当初の15か月と比較的短期間であり、申立人が申述する加入手続き及び保険料の納付状況は、当時のB町における国民年金

事務取扱いとおおむね一致していること、及び申立人に申立期間の保険料納付を促したとする両親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることを考慮すると、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年10月まで

私は、結婚するため昭和47年3月に会社を退職後、すぐに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を全て納付してきたはずであるが、申立期間について未加入の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 特殊台帳では、申立人の被保険者資格取得日が昭和47年3月21日（強制）から52年11月1日（任意）に訂正され、申立期間は未加入期間として取り扱われているが、申立人が所持する年金手帳及びA町の被保険者名簿では、47年3月21日に資格を取得し、52年11月1日に強制加入から任意加入に種別変更したことが記載されており、申立期間は強制加入期間として取り扱われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から52年10月までの期間については、特殊台帳及びA町（現在は、B市）の被保険者名簿により、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、特殊台帳及びオンライン記録において、当該期間の保険料を還付した形跡は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、昭和47年3月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月30日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された番号のうちの一つであり、申立人の夫と連番で払い出されていること、及び夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年5月1日であることを考え合わせると、申立

人及びその夫は、同年5月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認でき、当該期間は第2回、第3回特例納付及び過年度納付することが可能であるが、申立人は、過去に遡って保険料を一括で納付した記憶は無いと申述している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に当該期間の保険料を現年度納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が現在所持している年金手帳は、結婚後の姓で発行されている上、申立人は、昭和47年当時に発行された国民年金手帳の色及び結婚時の氏名変更手続に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3220

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年1月まで

私は、A社を退職後、B区のアパートに住所を置いたまま、一時、C県にある実家のD（業種）を手伝い、家業の取引先がE市にあったためC県とF方面を頻繁に往復していた。

そのときに、母から国民年金保険料は納付しておくようにと、お金を渡されたのでB区Gにあった区の役所で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和52年5月13日に払い出されていることが確認できることから、申立人は同年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後すぐに国民年金の加入手続を行ったことが推認され、国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがわれる。

また、国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間は現年度納付が可能であり、申立人は申立期間以外に未納は無く、申立期間は10か月と短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年3月1日から同年9月30日まで
私は、平成元年11月1日から3年9月30日までA社に勤務した。その間、給与を下げられた記憶が無いのに、同年3月から同年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が下げられていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額の記録は、その翌月の同年10月28日付けで、同年10月1日の定時決定を取り消し、同年3月1日に遡って50万円から44万円に減額訂正されており、申立人のほかに同様の減額訂正を行われている者が二人確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、共同代表取締役の一人であったが、これら減額訂正が行われる前の平成3年4月25日に代表取締役を辞任し、取締役になっていることが確認できる。

さらに、申立人は、「社長に頼まれて取締役になったが、B(職種)の仕事をしていたので、社会保険関係の手続に関わっていない。」と供述しているところ、複数の元同僚は、「申立人は、厚生年金保険の手続には関わっていなかったと思う。」、「厚生年金保険の事務手続は、社長が一人で行っていた。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年5月から20年9月までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、18年5月から同年8月までは26万円、同年9月から19年8月までは24万円、同年9月から20年9月までは26万円とされているところ、当該標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の12万6,000円とされているが、申立人は、申立期間のうち、19年10月から同年12月を除く期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を18年5月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月から19年9月まで及び20年1月から同年9月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額（12万6,000円）に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成19年8月8日、同年12月18日及び20年8月8日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならないとされているが、申立人は、当該期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与に係る記録を、19年8月8日及び同年12月18日は21万1,000円、20年8月8日は20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年5月1日から20年10月1日まで
② 平成19年8月8日
③ 平成19年12月18日
④ 平成20年8月8日

私の申立期間①の標準報酬月額が、給与から控除された厚生年金保険料に比べ低くなっているため、訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額は、賞与から保険料を控除されたにもかかわらず記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①の標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月5日に、18年5月から同年8月までは26万円、同年9月から19年8月までは24万円、同年9月から20年9月までは26万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

しかし、申立人から提出された個人給与台帳（平成18年5月から19年7月まで）、給与明細書（同年8月、同年11月から20年9月まで）及びA社から提出された給与支給控除一覧表（19年9月及び同年10月）により、申立期間のうち同年10月から同年12月を除く期間において、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成19年10月から同年12月を除く期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき、18年5月及び同年6月は24万円、同年7月は22万円、同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は22万円、同年11月から19年9月まで及び20年1月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の届出

を社会保険事務所に対し誤って提出し当該期間に係る保険料について過少な納付であったことを認めていることから、適正に履行していないと認められる。

なお、申立期間①のうち、平成 19 年 10 月から同年 12 月については、申立人から提出された給与明細書により、社会保険事務所に当初届けられている標準報酬月額に基づく保険料と同額であることが確認できることから、特例法による記録の訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②、③及び④の標準賞与額については、オンライン記録によれば、平成 22 年 11 月 8 日に届け出られているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の基礎とならない記録とされている。

しかし、申立人から提出された賞与明細書（19 年 8 月、同年 12 月及び 20 年 8 月）により、19 年 8 月 8 日及び同年 12 月 18 日は 21 万 1,000 円、20 年 8 月 8 日は 20 万 2,000 円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②、③及び④当時に届出を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和39年7月22日にA社に入社し、48年3月15日まで継続して同社及びそのグループ会社で勤務していた。

申立期間中は、会社が分社化したことにより昭和40年10月1日にC社に人事異動になったが、A社の資格喪失日が同年9月1日となり、1か月が空白となっているので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した数十人に同様な被保険者期間の欠落が見られ、事業主の届出誤りが推測されることから、事業主は昭和40年9月1日を資格喪

失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日及び16年8月11日に係る標準賞与額は37万円、同年12月25日に係る標準賞与額は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A 社から提出された給与支払明細書（賞与）により、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日及び16年8月11日に係る標準賞与額は12万円、同年12月25日に係る標準賞与額は11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、11 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は17万円、16年8月11日に係る標準賞与額は20万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は19万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、17万円及び20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、19 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は30万円、16年8月11日に係る標準賞与額は35万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、30万円及び35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、34 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の平成15年12月17日に係る標準賞与額は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月17日

A社は、平成15年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は17万円、16年8月11日に係る標準賞与額は20万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は19万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、17万円及び20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、19 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は7万円、16年8月11日に係る標準賞与額は12万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、7万円及び12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、11 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は7万円、16年8月11日に係る標準賞与額は10万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、7万円及び10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、9万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日及び16年8月11日に係る標準賞与額は37万円、同年12月25日に係る標準賞与額は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、37万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A 社から提出された給与支払明細書（賞与）により、36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3100

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日及び16年8月11日に係る標準賞与額は52万円、同年12月25日に係る標準賞与額は50万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、50 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日及び16年8月11日に係る標準賞与額は62万円、同年12月25日に係る標準賞与額は60万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、62万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料

額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、60 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は37万円、16年8月11日に係る標準賞与額は38万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、37万円及び38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A 社から提出された給与支払明細書（賞与）により、37 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は27万円、16年8月11日に係る標準賞与額は28万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、27万円及び28万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、27 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成15年12月17日に係る標準賞与額は15万円、16年8月11日に係る標準賞与額は20万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は19万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月25日

A社は、平成15年12月、16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成15年12月17日及び16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、15万円及び20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成 16 年 12 月 25 日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、19 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とはならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間のうち平成16年8月11日に係る標準賞与額は7万円及び同年12月25日に係る標準賞与額は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月11日
② 平成16年12月25日

A社は、平成16年8月及び同年12月の賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、「被保険者賞与支払届」の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかったが、21年11月18日に当該賞与に係る「被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成16年8月11日に支給された賞与については、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、申立人が主張するとおり、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であること

から、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成16年12月25日に支給された賞与については、事業主による保険料率の適用誤りがあることから、A社から提出された給与支払明細書（賞与）により、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3106

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和33年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月6日から同年2月11日まで

私は、昭和33年1月から36年6月まで、A社に勤務していた。厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」及び年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄に、それぞれ「33年1月6日」と記載されているにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の資格取得日が33年2月11日とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、A社における申立人の資格取得日は、昭和33年1月6日であることが確認できる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及び年金手帳の記号番号は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記号番号と一致し、厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」及び年金手帳の「はじめて被保険者となった日」はともに昭和33年1月6日となっている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日は、昭和33年2月11日となっているが、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿の資格取得日は、同日を取り消し同年1月6日に訂正され、備考欄に訂正日と思われる34年7月8日の記載があることから、上記被保険者名簿の訂正漏れと考えられ、当該事業所に係る記録管理が適正に行わ

れていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和33年1月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年2月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、平成元年10月6日から同年11月6日までの期間について、申立人が同年10月6日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、資格取得日を同日に訂正することが必要である。

なお、平成元年10月の標準報酬月額については、26万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月26日から同年11月6日まで

私は、平成元年9月26日から6年1月5日まで、A社に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成元年10月6日から同年11月6日までの期間については、申立人から提出された同年10月の給与明細書により、同年10月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録では、申立人の資格取得日は、当初同年10月6日であったものが、同年11月7日付けで同年11月6日に遡及訂正されているが、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得後に係る記録の訂正は、有効なものと認められず、申立人の資格取得日は、平成元年10月6日であったものと認められる。

なお、平成元年10月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成元年9月26日から同年10月6日までの期間については、申立人から提出された同年9月の給与明細書により、同年9

月の保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業になったのは同年10月1日であることから、同年9月は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成元年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年7月25日）及び資格取得日（昭和39年11月26日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月25日から同年11月26日まで
私は、昭和39年5月にA社B工場に入社し、48年9月まで継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社B工場において昭和39年5月8日に厚生年金保険の資格を取得し、同年7月25日に資格を喪失後、同年11月26日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚は、「私は、昭和39年5月にA社B工場に入社し、C（作業）を行い48年9月まで勤務していたが、申立人は申立期間に退職しておらず、継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人と勤務形態及び業務内容の同質性が高い元同僚二人は、「A社B工場に勤務した期間と厚生年金保険加入期間が一致している。」と回答しているところ、申立期間に係る厚生年金保険の記録が継続しており、当該事業所において、申立期間とその前後において厚生年金保険の資格を一度喪失し、資格を再取得している者は、申立人以外に存在しない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月1日から49年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年9月1日、資格喪失日に係る記録を49年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月8日から42年12月1日まで
② 昭和48年1月1日から49年2月1日まで
③ 昭和50年3月1日から同年8月9日まで

私は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となっていると思っていたが被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が提出したA社の辞令、同社B支店長名で受けた表彰状及び名刺から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

また、当該事業所の元事業主は、「申立人の記憶は無いが、当時、要職のC（職種）と管理職は正社員として厚生年金保険に加入させていたと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所の辞令によると、「昭和48年9月1日よりB支店C部門長を命じます。」と記載されていることが確認でき、総務を担当していた元同僚は、「C（職種）の場合、正社員であっても全員が社会保険に加入していたわけではなかったと思う。しかし、社長名でC部門長の辞令があるのなら、社会保険に入っていたと思う。」と供述してい

る。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和48年9月1日から49年2月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の元同僚の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年9月から49年1月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和48年1月1日から同年9月1日までの期間について、元同僚は、「申立人が採用されたD（地名）の会社は、E社で、F（地名）にあったA社とは別会社だった。」「当時、彼は管理職ではなく、C（職種）だった。E社G営業所で社会保険に入ることにはなかったと思う。」と供述しているところ、申立人は、「自分はH（地名）で採用され、その後F（地名）に行った。」と供述している。

また、オンライン記録によるとE社は、I区の所在で昭和48年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人がD（地名）に在勤していた頃は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和48年1月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出した写真から、申立人が申立期間①においてJ社（現在は、K社）L営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の元同僚は、「写真のL営業所ではM（商品）を扱っていた。同営業所のC（職種）は契約社員であり、当時は社会保険に加入していなかった。」と供述している。

また、写真に写っている元同僚について、申立人が記憶する氏名は、オンライン記録で検索しても確認できない。

さらに、当該事業所の事業主は、「当時の資料が無く、申立人の在籍、厚生年金保険の届出及び保険料の納付に関しては不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、雇用保険の加入記録及び申立人が提出したN社の名刺から、申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、N社は昭和 50 年 8 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は当該事業所が適用事業所となる前の期間であることが確認でき、申立人は、当該事業所が同年 8 月 9 日に適用事業所となった同日に当該事業所の厚生年金保険被保険者となったと考えられる。

また、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、元事業主に当時の状況を照会したが回答を得ることができず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和44年9月21日）及び資格取得日（同年12月13日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月21日から同年12月13日まで

私は、昭和44年3月17日から46年3月26日までA社に継続して勤務していたのに、44年9月21日から同年12月13日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して、加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和44年3月17日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月21日に資格を喪失後、同年12月13日に同社において再度資格を取得しており、同年9月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元事業主は、「申立期間も厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、元同僚4人は、「申立人が申立期間において同社に在職しており、一緒に仕事をしていた。」旨供述しているところ、オンライン記録により、4人全員が申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、申立期間において申立人以外に厚生年金保険の被保険者記録が欠落している者は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、保険料を事業主により給与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年9月1日の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から9年10月1日まで

私は、昭和59年からA社に勤務しているが、平成8年10月から9年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額が著しく低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年の定時決定において59万円から9万2,000円に改定されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立人名義の預金通帳及び申立人の流動性預金元帳から、申立人は平成8年4月から9年9月までの期間、毎月継続してA社から53万円以上の給与の振込みを受けていることが確認でき、振込額から推定される総支給額は59万円の標準報酬月額に相当することが認められる。

また、当該事業所から提出された役歴書から、申立人は平成6年10月から常務取締役であることが確認でき、当該事業所は、「申立人は申立期間を含めて勤務期間に降格等の職位の変更、休職及び勤務形態の変更はなかった。」と回答しており、申立人に係る報酬月額の変更をうかがわせる事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録により、申立人と同職の取締役である元同僚の標準報酬月額は、申立期間の全ての期間において59万円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額を平成8年の定時決定において、59万円から9万2,000円に下げるべき理由は見当たらない。

このことについて、日本年金機構から申立人に対する文書（平成22年8月4日付け）において、同機構は、「申立期間の標準報酬月額記録については、社会保険事務所に誤入力した可能性がある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間の標準報酬月額を59万円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月は9,000円、同年5月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月27日から31年6月1日まで

私は、昭和29年4月にA社に入社し、37年4月に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険の加入記録が29年11月27日から31年6月1日まで欠落しており、納得できないので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和29年4月にA社に入社し、37年4月に退職するまで継続して勤務していた。」と主張しているところ、元同僚は、「申立人は申立期間も継続して勤務していたと思う。」と供述している上、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年6月1日までの期間については、申立人から提出された同年4月及び同年5月の給料支払明細書にその当時の厚生年金保険料率から計算される保険料額が給与から控除されていることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、当該事業所は昭和29年11月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、31年6月1日に再度適用事業所となっているところ、申立人及び元同僚は、「当該事業所はB（業種）であるため、作業現場には5人以上の従業員が必要であり、31年3月末時点においては10人程度の従業員が勤務していた。」旨供述していること

から、遅くとも同年4月からは当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和31年4月及び同年5月の給料支払明細書により、同年4月は9,000円、同年5月は1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間において当該事業所は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和29年11月27日から31年3月31日については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、現在は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡していること、及びそのほかの元同僚は死亡又は所在不明のため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月26日から同年8月1日まで

私は、A社において事業所等へ派遣されるB（職種）として平成9年7月31日まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日が同年7月26日とされているので、同年8月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年7月1日から9年7月31日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと供述しているが、オンライン記録では、同年7月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が所持する平成9年7月の給料支払明細書により、皆勤手当の支給が確認でき、当該事業所は、「全営業日に出勤した者に対して支給していた手当である。」と回答していることから、申立人が同年7月31日まで勤務していたことが認められる上、同支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該事業所は、「社会保険料の控除は当月控除である。」と供述していることから、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源

泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成9年7月の給料支払明細書により、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険の記録における申立人の離職日は平成9年7月25日で、厚生年金保険の被保険者資格喪失日とその翌日の同年7月26日となっていることと符合し、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日を昭和26年11月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月22日から同年12月1日まで

私は、A社に昭和26年4月1日に入社し、42年4月10日に退職するまで継続して勤務していたが、このうち、同社本店からC支店に転勤した時期の26年11月22日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る在籍証明書及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「C支店の前任者が急遽^{きょ}退職したので、その後任として異動した。異動日については明確な記憶は無いが、昭和26年12月1日ではなく、その前の同年11月下旬頃には赴任していたと思う。」と供述している上、元上司も「当時の当社の規則では異動辞令発令から1週間以内に着任しなければならないことになっていた。申立人は昭和26年12月1日には着任していた記憶があり、その前の同年11月22日には同支店への転勤辞令は出ていたと思われる。」と供述していることから、同年11月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年12月の社会保険事務所（当時）の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成16年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月15日

A社は、平成16年7月15日及び同年12月15日に賞与を支給し、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかった。その後、22年8月26日に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金支払帳により、申立人は、平成16年7月15日及び同年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、源泉徴収簿及び賃金支払帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②についてはいずれも24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という）に基づき、申立人の平成16年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月15日

A社は、平成16年7月15日及び同年12月15日に賞与を支給し、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかった。その後、22年8月26日に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金支払帳により、申立人は、平成16年7月15日及び同年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、源泉徴収簿及び賃金支払帳において確認できる賞与支給額から、申立期間①及び②についてはいずれも15万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という）に基づき、申立人の平成16年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額を25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月15日

A社は、平成16年7月15日及び同年12月15日に賞与を支給し、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかった。その後、22年8月26日に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金支払帳により、申立人は、平成16年7月15日及び同年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、源泉徴収簿及び賃金支払帳において確認できる賞与支給額から、申立期間①及び②についてはいずれも25万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「特例法」という）に基づき、申立人の平成16年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額を29万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成16年12月15日

A社は、平成16年7月15日及び同年12月15日に賞与を支給し、申立人の賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出事実の発生から2年以内に賞与支払届の届出を行っておらず、申立てに係る保険料を納付していなかった。その後、22年8月26日に賞与支払届を提出したが、既に時効が成立しているため年金給付に反映されないことから、給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金支払帳により、申立人は、平成16年7月15日及び同年12月15日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のい

ずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、源泉徴収簿及び賃金支払帳において確認できる賞与支給額から、申立期間①及び②についてはいずれも29万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を年金事務所に届け出ていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

私は、A市役所から昭和54年3月30日付けで国民年金特例納付案内書が郵送されてきたので、同年4月に同市役所B支所に相談に行った。分割納付も可能と言われたが、同年5月に郵便貯金を引き出して、同支所において通知された国民年金保険料を全額納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和54年5月にA市役所B支所において特例納付したと述べているところ、A市役所は、「当時、市町村においては現年度保険料のみを収納する扱いであり、特例納付による保険料の収納を扱うことはできなかった。」と回答している。

また、申立人が納付したとする申立期間のうち、46年9月から47年7月までの期間については厚生年金保険に加入しており、本来、国民年金の強制加入被保険者となることができない期間である上、申立期間直後の51年4月から53年3月までの期間は、申立期間に係る保険料を納付したとする54年5月時点において過年度納付及び特例納付が可能であったにもかかわらず未納のままとなっており、申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの期間及び同年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和39年4月から同年10月まで

私は、昭和38年*月が出産予定だったので、国民年金保険料は出産のことを考え、同年4月から同年9月までの6か月分600円を市役所で納付し、同年10月以降は納期限ごとに納付したのに未納とされていることは納得できない。

また、私の夫はA(職種)であり、毎年11月に帰国していた。昭和41年11月中頃に夫が帰国したときに、保険料を2年分遡り納付したのに7か月間未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年*月に出産を控え、同年4月から同年9月までの国民年金保険料を一括納付し、同年10月から39年3月までの保険料は、納期限ごとに納付したと申述しているところ、被保険者名簿及び特殊台帳において申立期間①は未納となっている上、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は昭和41年11月頃に2年分の保険料を遡って納付したと申述しているところ、特殊台帳により、申立人は同年11月に、39年11月から41年12月までの保険料を現年度及び過年度納付していることは確認できるが、同台帳の保険料に関する記録には39年4月から同年10月までの各月欄に保険料の徴収権が時効により消滅したことを示す「時効消滅」の印が押されており、申立期間②は時効到来まで未納期間であったことが推認されることから、申立人が申立期間②の保険料を納付し

ていたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年12月まで

私は、昭和42年9月から自営業を始め43年2月に結婚した。同年10月末にA区役所から国民年金加入書と国民年金保険料の納付書が送付されてきたので加入し、加入後は妻が43年度の夫婦の保険料を区役所で納付した。また、44年4月以降の夫婦の保険料は銀行で妻が納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月末にA区役所から国民年金加入書と国民年金保険料の納付書が送付され、申立期間の保険料については、申立人の妻が夫婦の保険料を納付していたと主張しているところ、保険料の納付は、加入時に払出しを受けた国民年金手帳記号番号を基に行うこととなるため、加入手続書類と同時に納付書が送付されたとは考え難く、申立期間の保険料の納付状況は明らかでない。

また、申立期間は、57か月に及んでおり、長期間にわたって行政側の記録管理に誤りが発生したとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年8月までの期間及び同年11月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年8月まで
② 平成9年11月から10年3月まで

私は、平成10年4月頃、結婚を契機に国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料の納付期間は可能な限り長期の方がよいと考え、加入手続をした頃にA県B市役所で過去2年分の保険料を一括して納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年4月頃、結婚を契機にB市役所において国民年金の加入手続を行い、同市役所窓口において申立期間①及び②の国民年金保険料を一括して納付したと主張するところ、加入時点において申立期間①の一部は過年度保険料となるが、同市は過年度保険料を国民年金担当窓口において納付することはできなかつたと回答しており、申立人の主張する納付手続とは相違している上、申立人の保険料の納付手続に関する記憶が曖昧であることから、申立期間①及び②の具体的な納付状況は不明である。

また、申立期間①及び②の保険料を納付したとする10年4月頃は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号による統一的な記録管理が行われ、保険料の収納事務の電算化及び年金事務における事務処理の機械化が促進されていることから、記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの期間及び 59 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月まで
② 昭和 59 年 6 月

私は、大学卒業後の昭和 57 年 5 月に A 市に住民票を移し、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、事業所に勤務し、金融機関の窓口から 3 か月分ずつ年 4 期分の国民年金保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 5 月頃国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を 3 か月分ずつ納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から 58 年 10 月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認される上、申立期間当時、A 市における保険料の納付については 2 か月分ずつ納付する方法であったことから、加入時期及び納付方法は申立人の主張と相違する。

また、申立期間①については、加入時点において遡って納付することとなるが、申立人は、申立期間①の保険料を遡って納付した覚えは無いと申述している上、申立人は、申立期間②の保険料と直前の保険料を含めた 3 か月分を納付したと申述しているところ、前述のとおり、A 市においては 2 か月分ずつの納付方法であり、3 か月分の保険料を納付するためには、納付書の差替手続等を行わなければならないが、申立人は手続を行ったことはないと申述していることから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は専門学校生で収入が無かったので、母が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は私が就職するまで母が自身の分と一緒に納付してくれていた。国民年金に加入した昭和 56 年 7 月から 58 年 12 月までの 30 か月を納付せずに 59 年 1 月から 3 か月だけ納付し、その後、同年 4 月から 60 年 3 月まで納付していないことは不自然であり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から昭和 60 年 5 月頃に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入時点において申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は昭和 56 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料については間断無く納付したのに、59 年 1 月から同年 3 月の保険料のみが納付済みの記録となっており、申立期間①及び②が未納とされていることは不自然であると申述するところ、オンライン記録によると、60 年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料が 61 年 4 月に重複納付されたことにより、当該重複納付分は、同年 4 月時点で保険料納付の時効とならない 59 年 1 月から同年 3 月の期間に充当され、差額となる 2,730 円が申立人へ還付されてい

ることが確認でき、当該充当処理が行われるまでは56年7月から60年3月までの期間については連続した未納期間であったことから、申立人の母が申立期間①及び②の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は加入手続の時期及び保険料の納付期間についての記憶が明確ではない上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3227

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、A区に転居後の昭和37年4月頃、区役所の職員に勧められ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私が区役所の集金人に納付していたのに、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、38年7月25日に社会保険事務所（当時）から区へ払い出されたことが確認でき、申立人が加入手続を行ったのは、当該払出日以降であることが推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、37年4月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録において、国民年金の資格取得日は昭和38年4月1日と記録されており、当該取得日以前の資格記録は無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、41年7月から44年2月までの期間及び平成7年4月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年7月から44年2月まで
③ 平成7年4月から9年1月まで

私は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は夫に任せていたので、具体的なことはよく分からないが、申立期間の保険料は納付してははずであり、未納及び免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月30日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同市の保管する国民年金被保険者名簿では申立人の国民年金の加入手続が同年5月12日に行われ、その際、35年10月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、この時点では、申立期間①のうち39年3月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、A市の保管する保険料関係記録台帳には、申立人の保険料納付は昭和40年4月分から開始されたことが記録されており、申立期間①の保険料が納付されたことをうかがわせる記録は確認できない。

2 申立期間②については、前記保険料関係記録台帳に、昭和41年7月以降B区に移転する44年2月まで未納と記録されている上、同区の保管する国民年金被保険者名簿の検認記録においても未納と記録されており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

3 申立期間③については、C市の保管する被保険者記録には、平成7年4月から8年3月までの期間の保険料免除の申請手続を7年5月31日に、8年4月から9年1月までの期間の保険料免除の申請手続を8年5月31日に行ったことが記録されており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

4 オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、オンライン記録において、申立期間①及び②は未納、申立期間③は60歳で国民年金被保険者資格を喪失する平成8年*月まで申請免除と記録されている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年3月

私は、平成元年3月に退職したとき、父に国民年金は1か月でも加入したほうがよいと勧められて、A区役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。年金手帳にも初めて被保険者になった日が平成元年3月21日と記入されているのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月に国民年金の加入手続きを行い、同年3月分の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号の前後の番号の第3号被保険者の該当処理日及び任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは4年4月下旬に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元年3月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人が加入手続きを行った4年4月の時点では、申立期間は時効のため保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付額は約9,700円と述べているが、申立期間の保険料額は7,700円であり、申立人が述べている納付額は加入手続きを行ったとされる平成4年4月以降の保険料額である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3230

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 7 月まで

私の国民年金については、父が昭和 59 年 4 月頃に加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、時期はよく覚えていないが、それまでの未納分をまとめて納付してくれた。かなり多額の金額だったこともあり、父に感謝したのを覚えている。そのとき父から「この後はきちんと自分で払いなさい。」と言われ、父と約束をしたので、それ以降は毎月保険料を自分で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は社会保険事務所（当時）から A 区に払い出された記号番号の一つであり、前後の記号番号の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成 3 年 8 月下旬に行われ、この際、大学卒業後の強制被保険者となる昭和 59 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続を行った平成 3 年 8 月を基準にすると、申立期間のうち元年 7 月を除いては、時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人は申立期間直後の平成元年 8 月から 2 年 3 月までの保険料を過年度納付していること、及び加入手続を行った 3 年 8 月を含む同年 4 月から同年 9 月までの保険料を同年 9 月に一括で納付していることから、当該納付を行った同年 9 月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧

調査の結果、申立人に別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったと申述している上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は記憶が不鮮明なため、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は 64 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月頃に夫婦で A 区役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料を納付した領収書は無いが、私が夫婦二人分の保険料を B 信用金庫 C 支店から納付書でまとめて納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月頃に夫婦で A 区役所へ行き、国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号は 53 年 10 月 27 日に社会保険事務所（当時）から D 市に払い出され、D 市の保管する国民年金被保険者名簿には、申立人は同年 11 月下旬に国民年金の加入手続を行ったことが記録されており、この時点では、申立期間のうち 51 年 9 月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立期間のうち昭和 51 年 10 月から 53 年 3 月までの期間については保険料を過年度で納付することが可能な期間であるが、上記被保険者名簿には、過年度納付書が交付された形跡は無く、当該期間は未納と記録されている上、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も未納と記録されている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年8月から52年3月まで

昭和45年か46年頃、母がA(地名)にあったB区役所の出張所に私を連れて行き、国民年金の加入手続を行い20歳に遡って被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付した。その後、52年3月に結婚するまで母が私の保険料を納付し続けてくれたと聞いているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年1月27日に社会保険事務所(当時)からB区に払い出された手帳記号番号のうちの一つであり、同区の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の加入手続が同年3月13日に行われていることが確認できるが、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は確認できない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は104か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年3月まで

私は、昭和58年2月に会社を退職した際に、厳格な父から「これからは自分で国民年金保険料を払って行かねばならない。」と言われ、転職するまでの1年間は収入が無かったので、父に立て替えてもらい毎月保険料を納付していたと思う。父は既に亡くなっているため詳細は分からないが、年金手帳に当時の日付で年金番号が記載されているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月に会社を退職した際に、父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金記号番号の前後の記号番号の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は平成元年3月頃にA区で行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和58年3月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3234 (事案 1691 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から平成 8 年 3 月まで
当初の審議後、特に新しい事実又は証拠の書類等が見つかったわけではないが、昭和 51 年 1 月から平成 8 年 3 月まで、国民年金保険料を納付していたはずなのでもう一度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 9 月頃に A 町 (現在は、B 市) で払い出されており、その時点で 6 年 8 月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたと主張する申立人の養母は既に亡くなっており、申立人の元妻も所在不明のため、国民年金の加入手続及び納付状況が不明であること、iii) 申立期間は 243 か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料や情報は提出されていない。

また、申立人が、婚姻後は一緒に保険料を納付していたと主張する申立人の元妻は、「結婚した昭和 58 年 2 月から平成 8 年 9 月頃までの間に国民年金の加入手続を行ったことは無く、保険料を納付したことは無い。」と申述している。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、申立期間中には国民年金保険料は納めなかったが、申立期間後の2年以内に社会保険事務所（当時）から連絡があり、申立期間の保険料の納付を促され、私の母が申立期間の全ての保険料を納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母は、国民年金保険料をまとめて納付したのは1回だけであると述べているところ、オンライン記録により、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料（合計金額23万9,400円）を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられる。

また、申立人は、オンライン記録により、申立期間直後の平成14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から同年12月まで

私は昭和50年5月頃、母がA区役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、3か月ごとに納付書に現金を添えてC銀行（現在は、D銀行）E支店で納付してくれていた。それが今になって未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月頃、申立人の母がA区役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、申立人の国民年金記号番号は53年2月16日に申立人の兄と連番でA区役所B支所から払い出されており、その頃に20歳に遡って加入手続きを行ったものと推認されることから、申立人の主張と相違している。

また、特殊台帳によれば、申立人は昭和51年1月から保険料を納付していることが確認でき、上記加入時点を基準にすると申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることを踏まえると、申立人の母は、申立人の未納期間のうち、過年度納付が可能であった期間を納付したものと考えられる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで夫の勤務の都合で A 市に住んでおり、育児のため離職し無収入であったため夫が国民年金保険料を納付していたはずである。また同年 4 月からは復職して、年末には給与所得者の保険料控除申告書に国民年金保険料を記載していたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時 A 市に住んでおり、納付書で申立人の夫が国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、A 市国民年金課は、申立期間①当時の被保険者が生年月日ごとに一覧になった台帳があり、その台帳の申立人に係る備考欄に「喪失 58. 4. 20」の記載は確認できるが、申立人が保険料を納付した記録は確認できないと回答している。

また、申立人は昭和 58 年 4 月から A 市の B 事業所に復職しており、B 事業所の経理事務を担当している会計事務所に従業員が納付した国民年金保険料を年末調整のときに記載してもらっていたと述べているところ、同会計事務所は、当時の資料は保管期限を経過したので B 事業所に返していると回答しており、B 事業所においても当時の資料は保管していないと回答していることから、当時の納付状況は不明である。

さらに、C 郡 D 町の保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間は全て未納となっている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から平成2年3月まで

私が経営する会社が厚生年金保険を脱退したので、昭和58年6月にA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、B銀行（現在は、C銀行）D支店で国民年金と国民健康保険の保険料を妻の分と一緒に口座振替で納付していた。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳において、申立期間に係る国民年金の被保険者資格を取得したことは確認できないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は82か月と長期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年7月まで

平成2年の春頃に国民年金の加入勧奨のハガキが届いたとき、両親からも国民年金に加入するように言われたので、そのハガキに氏名を記入し、捺印して返送したところ、元年1月から2年7月までの国民年金保険料を遡って納付するよう納付書が送付されてきた。私は、未納の保険料をまとめてA銀行B支店で納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、平成4年7月9日に社会保険事務所（当時）からC市D区に払い出された記号番号の一つであり、申立人の記号番号の前後の被保険者の納付記録及び第3号被保険者の該当処理日から、同年9月に国民年金の加入手続を行い、20歳に遡って国民年金の被保険者資格を取得し、その時点で、過年度納付することが可能な2年8月までの国民年金保険料を納付したものと推認できるが、申立期間は時効により納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索による縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 1 月まで

私は、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。平成 2 年 9 月に結婚する前から同じ職場に勤務し、度々一緒に保険料を納付していた夫が 20 歳から国民年金に加入し、申立期間の保険料が納付済みとされているのに、申立期間が国民年金に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると申述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金記号番号は B 社会保険事務所（当時）から A 市に平成元年 8 月 8 日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その夫と結婚する前から度々一緒に保険料を納付していたと申述しているところ、オンライン記録において、申立人とその夫の保険料の収納年月が一致するのは結婚した後の平成 2 年 11 月からであることが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3241

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月から平成2年4月まで

私は、昭和63年12月にA社を退職し、平成2年5月にB社に再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後にC市の実家に戻り、再就職するまでの期間の国民年金保険料をC市役所内の金融機関で納付していたと主張しているところ、オンライン記録において、申立期間は国民年金に当初未加入の期間であったが、平成6年10月に厚生年金保険の被保険者記録に基づき国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であり、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月5日から同年11月5日まで
② 昭和33年7月頃から同年8月1日まで
③ 昭和35年9月17日から同年11月16日まで

私は、申立期間①は、A社において事務所のB（職種）として勤務していたが、同社での厚生年金保険の資格取得日が昭和24年11月5日になっているので、訂正してほしい。申立期間②は、C社D工場においてE（作業）をしていたが、同社での厚生年金保険の資格取得日が33年8月1日になっているので、訂正してほしい。申立期間③は、F社G営業所においてH（職種）をしていたが、同社での厚生年金保険の資格取得日が35年11月16日になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の社史に掲載されている「年次別社員入社・退社一覧表」により、申立人は、昭和24年10月5日に同社に入社し、申立期間①において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、年次別社員入社・退社一覧表に記載されている昭和22年から24年までの間に入社した社員34名（申立人は24年入社）の被保険者資格の取得状況をみると、入社日と同日に資格取得している者が11名、入社月と同月に資格取得している者が2名、入社月から1か月又は2か月遅れて資格取得している者が20名、資格を取得していない者が1名となっていることが確認でき、申立期間①当時、当該事業所は、全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、A社は、「当時の関係資料は、文書保存期間が経過したため廃棄しており、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、年次別社員入社・退社一覧表に記載されている社員のうち、申立人が氏名を挙げた23名を調査したところ、所在が確認できた6名のうち4名は、申立人のことを覚えていたが、申立人の申立期間①当時の雇用実態について証言を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人は申立期間②にC社D工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち回答のあった2名及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間②に被保険者資格を有する元同僚のうち回答のあった5名の計7名のうち5名は、申立期間②当時、当該事業所には試用期間があったと回答しているところ、本人が記憶する入社時期に被保険者資格を取得している者が4名、入社時期から1か月遅れて資格を取得している者が3名確認できることから、当該事業所では、申立期間②当時、全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがわかれる。

また、C社D工場は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の工場長も所在が不明である上、同社本社も適用事業所でなくなっており、事業主も不明であることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

さらに、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人から提出された在職期間証明書（F社が申立人に発行）及び同社から提出された社員名簿により、申立人が申立期間③にF社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の社員名簿により、申立人は、昭和 35 年 9 月 17 日に試雇され、同年 11 月 16 日に「I（階級）」として採用されていることが確認できるところ、F社は、「申立人の 35 年 9 月 17 日から同年 11 月 15 日までの期間は、試雇期間であり、保険料は控除していない。」と回答している。

また、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人が、昭和 35 年 11 月 16 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、昭和 35 年 9 月に F 社に H（職種）として申立人と同期入社した元同僚 2 名は、「試雇期間が 2 か月ほどあった。」と供述しており、F 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、いずれも、試雇期間を経て同年 11 月 16 日に資格取得していることが確認でき、申立人の資格取得日と一致する。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3120 (事案 1278 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から25年3月20日まで
私は、昭和22年2月1日から35年4月20日までA事業所(26年にB社に名称変更)に勤務したが、社会保険庁(当時)の記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の元同僚に照会したところ申立期間において申立人が継続して勤務していたとの証言を得ることができない上、申立期間当時、C事業所を申立人と一緒に設立した元同僚も申立人と同様の期間についてB社における加入記録が無いことなどから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらないとする当委員会の決定に基づき、平成21年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて申立人は、新たに元同僚二人の「申立人が申立期間にB社に勤務していた。」旨の証言書を提出し、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているものの、当該元同僚はいずれも、申立期間において、B社における厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することはできず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人から前回の申立てと同様に継続勤務を証明する資料として、実用新案登録に関する書類、商標に関する書類及びその他業務に関する書類が提出されているものの、唯一申立人の氏名が記載されている出張先か

らの手紙の日付は、申立期間後の昭和 25 年 8 月 4 日となっている上、他の書類には、申立人の氏名は記載されていないことから、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを確認できる資料とは認められない。

さらに、当該事業所の最後の代表取締役であった申立人は、「申立期間当時の保険料控除を確認できる賃金台帳、源泉徴収票等は処分して無い。」と供述しており、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで
私は、中学卒業後、集団就職により、昭和 33 年 4 月 1 日にA社に正社員として入社したが、入社から 35 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時期に集団就職で入社したとして氏名を挙げた元同僚は、オンライン記録によると、入社から1年6か月後の昭和 34 年 9 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、また、申立人が氏名を挙げた別の元同僚は、「私は、34 年 3 月に高校を卒業して入社した。」と供述しているところ、その1年3か月後の 35 年 5 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も所在が不明であり、当時の関係資料の所在が不明であることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月15日から同年11月26日まで

私は、昭和50年7月15日から63年11月末日まで、A社に勤務した。同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が50年11月26日となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員管理表の社内データ及び申立人から提出された在籍確認証明書（同社が申立人に発行）により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日（昭和50年11月26日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚3名は、いずれも、昭和50年6月又は同年7月頃に入社した旨供述していることから、当該事業所では、申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に加入させていたことがうかがわれる。

また、当該元同僚のうち1名は、A社に入社後も、同社で厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立人は、昭和50年11月26日にA社における被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致する。

加えて、当該事業所は、「社員管理表のほかに、当時の資料は保存していない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年から35年8月1日まで

私は、19歳である昭和26年頃、叔母の紹介でA社（現在は、B社）に入社したが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が35年8月1日になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間について特定することができないものの、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和35年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

さらに、B社は、「当社の創業は、昭和29年であり、社会保険の資格を取得したのは、35年8月1日である。それ以前から厚生年金保険料を控除していたということは無かったと思う。」と回答している。

加えて、B社は、「申立期間当時の事業主は既に死亡し、当時の関係書類は保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から同年5月1日まで
私は、平成3年6月1日から7年8月末までA社B支社にC（職種）として勤務したが、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社の回答により、申立人が、申立期間に当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人は、申立期間に嘱託のC（職種）として、在籍していたが、嘱託は社会保険不適用資格者であったため、社会保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、当該事業所から提出された社会保険被保険者台帳により、申立人は、申立期間前の平成7年1月1日に資格を喪失し、同年1月10日に健康保険証が回収されていることが確認できる上、申立期間後の同年5月1日に資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、事業主は、申立人が平成7年1月1日に厚生年金保険の資格を喪失した旨の届出及び同年5月1日に資格を取得した旨の届出を、それぞれ社会保険事務所（当時）に提出していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月及び同年4月に国民年金第3号被保険者となっていることが確認でき

る上、申立人から提出された国民年金保険料現金領収証書により、9年3月25日に申立期間のうち過年度納付が可能な7年2月分を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 44 年 8 月まで

私は、昭和 36 年 2 月から 44 年 8 月 15 日まで、A 市 B 区の C 事業所に正社員として勤めたが、40 年 4 月以降の標準報酬月額が給料に比べて低くなっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保件給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかし、申立人から提出された申立期間の後半部分に係る給与支払明細書（昭和 43 年 1 月から同年 6 月まで、同年 8 月から 44 年 8 月まで）により、申立人は、当時、3 万 2,500 円から 3 万 9,500 円の給料が支給されているが、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、1 万 8,000 円から 2 万円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、給与支払明細書の無い期間については、申立てどおりの保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月から24年4月1日まで

私は、昭和22年10月から25年5月31日までA事業所に勤務していた。22年10月から24年3月までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和22年10月からA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所が保管する申立人の履歴書の作成日が同年8月18日となっていることから、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、昭和24年4月1日であることが確認できる上、当該事業所は、「厚生年金保険の新規適用は24年4月1日であり、それ以前は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答していることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚も、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、当該事業所は、「履歴書以外の関係資料は保存されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の納付は不明である。」と回答しており、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
私は、A社（現在は、B社）C支店に昭和20年4月1日に入社し、平成3年2月28日に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した在籍証明書から判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和20年4月1日から同年10月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が98名確認でき、うち同年10月1日に資格を取得している者は申立人を含む67名であり、同年4月1日に資格を取得している者は1名だけである。

また、昭和20年10月1日に資格を取得している67名のうち、厚生年金保険の被保険者期間に欠落があると証言している申立人を除く9名について、B社に入社日を照会したところ、入社日が不明の4名を除く5名の入社日が資格取得日より前であったことが確認できる。

さらに、上記厚生年金保険の被保険者期間に欠落があったと証言している9名のうち5名は、「申立期間当時は試用期間があり、戦中戦後の混乱期でもあり、厚生年金保険の加入手続が遅れ、一定期間後に一括して加入手続をしたのではないか。」と供述していることから、事業主は、申立人を含むA社C支店で採用した職員については、入社後すぐに厚生年金保険の資格取得の手続を行っていなかったことがうかがえる上、連絡が取れた

元同僚が所持している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和 20 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、当該事業所は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
私は、A社（現在は、B社）C支店に昭和20年4月1日に入社し、38年4月15日に退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が申立人に交付した在籍証明書、申立人が所持する社員手帳から、申立人は、申立期間当時、A社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和20年4月1日から同年10月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が98名確認でき、うち同年10月1日に資格を取得している者は申立人を含む67名であり、同年4月1日に資格を取得している者は1名だけである。

また、昭和20年10月1日に資格を取得している67名のうち、厚生年金保険の被保険者期間に欠落があると証言している申立人を除く9名について、B社に入社日を照会したところ、入社日が不明の4名を除く5名が入社日が資格取得日より前であったことが確認できる。

さらに、上記厚生年金保険の被保険者期間に欠落があったと証言している9名のうち5名は、「申立期間当時は試用期間があり、戦中戦後の混乱期でもあり、厚生年金保険の加入手続が遅れ、一定期間後に一括して加入手続をしたのではないか。」と供述していることから、事業主は、申立人を含むA社C支店で採用した職員については、入社後すぐに厚生年金保険の資格取得の手続を行っていなかったことがうかがえる上、申立人が所持

している厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和 20 年 10 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

加えて、当該事業所は、「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、ほかに申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から36年8月まで

私は、昭和35年10月からA事業所B（部門）に臨時雇用員として勤務したが、36年9月1日にC共済組合に加入するまでの期間、厚生年金保険の加入記録が無い。提出したB（部門）の人事記録にもあるとおり、その期間は間違いなく同部門内で働いていたので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB（部門）における申立人に係る人事記録により、申立人は、申立期間において、当該事業所に臨時雇用員及び試用員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D法人は、「『規定』により、A事業所で臨時雇用員及び試用員を厚生年金保険へ加入させることが制度化したのは38年10月1日以降であることから、申立期間において申立人を厚生年金保険に加入させることはない。」と回答している。

また、B（部門）が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和38年11月1日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年4月1日まで
私は、平成8年6月に、A社に入社し、10年4月頃に当時の総務課長から、社会保険に入れておいたからの説明を受けた。また、11年1月から同年3月までの給与明細書により、社会保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成11年1月から同年3月までの給与明細書により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険への加入可能年齢の上限は、昭和61年4月から平成14年3月まで64歳だったところ、申立人は、当該事業所に入社した10年4月1日時点において67歳であり、制度的に厚生年金保険に加入することができない。

また、当該事業所から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、厚生年金保険の記号番号欄の記載は無く、健康保険のみの届出となっていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成11年1月から同年3月の給与明細書の社会保険料の合計額は健康保険料額と一致し、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月 2 日から同年 12 月 31 日まで
私の母は、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 12 月まで A 社 B 工場 (現在は、C 社) に継続して勤務していたのに、同年 7 月 2 日から同年 12 月までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査してほしい。
(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された健康保険被保険者資格喪失届により、申立人が昭和 20 年 7 月 2 日に資格を喪失したことが確認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致する。

また、申立人の子は、申立人の元同僚の氏名を覚えていないことから、上記被保険者名簿により、当該事業所において申立期間当時に被保険者資格を有する者に照会したところ、連絡の取れた元同僚二人は申立人のことを覚えていたが、勤務していた期間について供述を得ることはできず、勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月 1 日から 31 年 5 月 1 日まで
私が A 区 B にある C 社 D (部門) に勤務した期間は、E 事業所勤務の人事記録に記載されている欄によると、昭和 30 年 9 月から 34 年 6 月までであるが、厚生年金保険の加入記録は 31 年 5 月からとなっており、30 年 9 月から 31 年 4 月までの期間について厚生年金保険の被保険者記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

E 事業所の人事記録の備考欄に、申立人が昭和 30 年 9 月に C 社 D (部門) に入社し、34 年 6 月に退社した旨が記載されていること、及び元同僚の供述により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 社 D (部門) は、昭和 31 年 5 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、当該事業所の事業所別被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 31 年 5 月 1 日に申立人を含む 11 名が同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、元同僚 2 名は、資格を取得した 8 か月及び 2 年 11 か月前に入社したとそれぞれ供述している。

さらに、上記元同僚の 1 名は、「入社してからしばらく厚生年金保険に加入していなかったが、会社から従業員が 5 名以上になったので厚生年金保険に入らなくてはいけなくなったと説明を受けた。」「経理担当者から今後は給与から厚生年金保険料を控除することになるとの説明があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 8 日から 49 年 2 月 12 日まで

私は、昭和 46 年 7 月から 49 年 2 月まで、A区BにあるC事業所又はD社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録において、事業所名は不明であるが、昭和 47 年 1 月 5 日から 48 年 10 月 11 日までの加入記録があることから、申立人が申立期間にC事業所又はD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立人が主張するA区BにあるC事業所及びD社という適用事業所は確認できない。

また、申立人は元事業主の氏名について姓のみの記憶のため、個人を特定することができないことから聞き取り調査等を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚についてオンライン記録を調査したところ、同姓同名の者が3名該当したが、うち2名はE県及びF県の事業所の厚生年金保険の加入記録であり、ほかの1名は国民年金の記録のみであり、申立人が当該事業所に勤務していたと主張する元同僚の記録を確認できないことから、申立人の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 10 日から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和 37 年 6 月 6 日に脱退手当金を受給したことになっているが、A社を退職してから会社から呼び出されたことはなく、会社に脱退手当金を取りに行ったことはない。脱退手当金をもらった覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最後の事業所であるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱支給済」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額は、申立期間①及び②を対象として計算されており、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年6月6日に支給決定されている上、社会保険出張所（当時）の、「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」には、申立期間に係る脱退手当金の支給額や裁定日及び支給決定日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3135 (事案 1635 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで

私は、A社に昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 20 日まで勤務し、結婚のため退社したが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、ねんきん特別便で申立期間の脱退手当金が支給されたことになっていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において脱退手当金の支給を意味する「脱」が押されていること、申立人が所持している「再交付 46. 2. 1」と押された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金の支給を意味する「脱」が押されていること、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、同期入社複数の元同僚を調査してほしいと主張し、当委員会では当該元同僚のうち連絡の取れた複数の元同僚から証言を得たが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月から同年11月まで
② 昭和24年1月から同年5月1日まで

私は、昭和23年9月から同年11月まで、A県B郡C町（現在は、D市）の船舶所有者E氏（現在は、F社）のG丸に乗船し、漁に従事していたが、当該期間が船員保険に未加入となっている。また、24年1月から同年5月30日まで、H市のI社所有のJ丸に乗船し漁に従事していたが、船員保険の資格取得日は同年5月1日と記録されている。両申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の当該期間における同僚の氏名等に関する具体的な記憶から、申立人が当該期間において、船舶所有者E氏のG丸に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、当該船舶所有者は昭和26年10月1日に船員保険の適用となっており、申立期間①当時は船員保険の適用でなかった期間であることが確認できる。

また、F社の事業主は、「漁業部門は、昭和31年に閉鎖しており、当時の資料は残っていないため、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除については確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の当該期間における同僚の氏名等に関する具体的な記憶から、申立人が当該期間において、I社のJ丸に乗船していたことは推認することができる。

しかしながら、当時の同僚は、申立人を記憶していない上、当該船舶所有者の当時の取締役は所在が不明であることから、船員保険の当時の加入状況について確認することができない。

また、船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳に、申立期間に係る資格取得日を遡及して訂正するなどの不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年頃から 57 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 52 年頃から A 県 B 市（現在は、C 市）の D 社に勤務して、E（作業）などに従事していた。少なくとも 5、6 年は勤務したと思うが、厚生年金保険の加入記録が 57 年 9 月 1 日から同年 10 月 10 日までしかないのはおかしいと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 52 年頃から 57 年 10 月 10 日まで D 社において、E（作業）などに従事し、その間、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当時の資料等が保存されておらず、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから当時の状況を確認できない。

また、申立人が記憶している元同僚 3 名のうち 2 名は既に死亡しており、1 名は所在不明であることから申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間の一部（昭和 53 年 4 月から 57 年 9 月 1 日まで）において国民年金の申請免除をしていることが確認でき、申立人の妻も同時期に国民年金の申請免除をしている記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月25日から25年3月1日まで

私は、昭和23年5月7日から25年10月7日までA市に所在したB社C工場（現在は、B社が業務を承継）に勤務し、その間終始厚生年金保険に加入していたはずであるが、24年7月25日から25年3月1日までの加入期間が欠落しているので調査の上回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和23年5月7日から25年10月7日まで、B社C工場に継続して勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、申立人と同様に、当該事業所において昭和24年7月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、25年3月1日に被保険者資格を再取得している元同僚夫婦及び24年7月25日に被保険者資格を喪失している元同僚は資格喪失理由について、「当該事業所は業績の悪化を理由に閉鎖されることになり解雇された。」、「解雇された数か月後に同社から呼び戻され、再雇用された。」と供述している上、B社は、「詳細は不明であるが、社内報に掲載されている社歴には、『1950年からC工場を再開』と記述されている。」と回答している。

また、事業主は、申立人の申立期間について、「当時の記録が保存されていないため不明で厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月頃 から 41 年 1 月頃 まで

私は、A 市内にあった B 事業所に、昭和 38 年頃 から 41 年頃 まで勤務していた。そのときの厚生年金保険の加入記録が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、当該事業所の所在地を管轄する法務局において法人登記を調査したが、当該事業所の確認はできない上、オンライン記録においても、B 事業所の名称では厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、昭和 23 年頃 から 41 年頃 まで申立人と同様の業務に就いていた元同僚は、「B 事業所は厚生年金保険に加入していなかったし、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、オンライン記録から、当該元同僚も申立期間において厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、当該事業所の元事業主の妻は、「申立期間当時の書類は会社が火災に遭った時に焼失したと思う。」と供述しているところ、当該事業所が所在した住所近辺の商店では、「B 事業所は倒産する前に火事になった。」と証言している上、オンライン記録で元事業主及びその妻は、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月頃から 34 年 3 月頃まで
② 昭和 34 年 6 月頃から 39 年 10 月頃まで
③ 昭和 39 年 11 月頃から 40 年 6 月頃まで

私は、昭和 33 年 10 月頃から 34 年 3 月頃まで、A 区 B にあった C 社に住み込みで D (職種) として勤務した。その後、34 年 6 月頃から 39 年 10 月頃まで、E 市 F にあった G 社に当初は D (職種) として、38 年以降は、H (職種) として勤務した。さらにその後、昭和 39 年 11 月頃から 40 年 6 月頃まで、I (地名) の近くにあった J 社に主に K (職種) として勤務した。それぞれの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査して厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和 33 年 10 月頃から 34 年 3 月頃まで、C 社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間①当時、「C 社」の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができない。

また、申立人は元事業主及び元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「昭和 34 年 6 月頃から 39 年 10 月頃まで、G 社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されてい

た。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間②当時、「G社」の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができない。

また、申立人は元事業主及び元同僚の氏名の一部しか記憶していないことから、個人を特定することができず、元同僚等に聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「昭和 39 年 11 月頃から 40 年 6 月頃まで、J社に勤務して、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間③当時、「J社」の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認することができない。

また、申立人が元事業主であると氏名を挙げた者は所在不明であることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、申立人は元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 オンライン記録によると、申立人は申立期間②の途中である昭和 38 年 2 月に国民年金の被保険者資格を取得し、同年 2 月から申立期間③を含む 54 年 11 月までの国民年金保険料について、一部期間を除き納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。